



令和2年（2020年）4月3日

各位

東京都中央区八丁堀二丁目10番9号
ユニゾホールディングス株式会社
取締役社長 小崎 哲資
(コード番号：3258 東証第一部)
問合わせ先 専務取締役兼専務執行役員 行本 典昭
電話 03-3523-7531

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、令和2年（2020年）4月3日開催の取締役会において、令和2年（2020年）5月下旬乃至6月上旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、令和2年（2020年）4月20日（月曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- | | |
|----------|--|
| (1) 基準日 | 令和2年（2020年）4月20日（月曜日） |
| (2) 公告日 | 令和2年（2020年）4月3日（金曜日） |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社の以下のウェブサイトに掲載いたします。）
https://www.unizo-hd.co.jp/ |

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が令和元年（2019年）12月22日に公表した「株式会社チトセア投資による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（賛同）のお知らせ」（同日以降に当社が公表したプレスリリースにより変更された内容を含みます。）においてお知らせしましたとおり、株式会社チトセア投資（以下「公開買付者」といいます。）が令和元年（2019年）12月24日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付けの結果、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満にとどまったため、公開買付者は、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うこと等を付議議案に含む臨時株主総会を開催することを、公開買付者による当社株式に対する公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。当該要請があった場合、当社は、本臨時株主総会において、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上